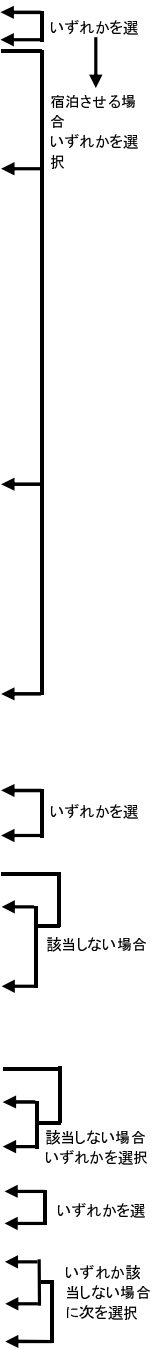


住宅宿泊事業法第6条に基づく、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第1条への適合状況チェックリスト

令和元年6月25日 改訂

規則	告示	適用欄※						
		①	②	③	④			
第一号	第一	国土交通大臣の定めるところにより非常用照明器具を設けること。						
		二	<p>宿泊室及び宿泊室から地上（共同住宅の場合は住戸の出口）に通ずる部分（採光上有効に外気に開放された通路の部分を除く）に非常用照明が設置されている。</p> <p>非常用照明が設置されていない部分は、以下のa)～c)のいずれかに該当する居室である。</p> <p>a) 以下の全てを満たす居室であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難階又は避難階の直上、直下階の居室であること ・採光に有効な開口部の面積の合計が居室の床面積の1/20以上であること ・避難階では、居室の各部分からの屋外への出口等に至る歩行距離が30m以下、避難階の直上又は直下階では居室の各部分から屋外への出口等に至る歩行距離が20m以下であること <p>b) 床面積が30㎡以下で、地上への出口を有する居室であること</p> <p>c) 床面積が30㎡以下で、地上まで通ずる部分が以下のいずれかに該当する居室であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用の照明装置が設けられていること ・採光上有効に直接外気に開放されていること 	-	-	-	-	
		一	非常用照明を設置する場合、非常用照明は建築基準法施行令第126条の5に適合するものである。	-	-	-	-	
第二号	届出住宅に避難経路を表示している。				-	-	-	-
第三号	火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置として国土交通大臣が定めるもの				-	-	-	-
第二	二	同一の届出住宅内の2以上の宿泊室に同時に複数グループの宿泊客を宿泊させない。	-	-	-	-		
		同一の届出住宅内の2以上の宿泊室に同時に複数グループの宿泊客を宿泊させる。	-	-	-	-		
		【自動火災報知設備等及び避難経路】 消防法令に定められている技術上の基準に適合するように自動火災報知設備等を設置した上で、居室については下記1)～3)のいずれかに適合している。	-	-	-	-		
		1) 各居室から直接屋外への出口等に避難できる	-	-	-	-		
		2) 各居室の出口から屋外への出口等までの歩行距離が8m以下で、壁及び戸（ドアクローザーが設けられているもの等）によって通路と区画されている	-	-	-	-		
		3) 各居室及び各居室から屋外への出口等に通ずる主たる廊下その他の通路の壁（各居室の壁にあっては床面から高さ1.2m以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料等とし、各居室の出口から屋外への出口等までの歩行距離が1.6m以下で、壁及び戸（ドアクローザーが設けられているもの等）によって通路と区画されている	-	-	-	-		
		【防火の区画】 下記の1)～5)の区画等の措置について、該当するものを全て実施している。	-	-	-	-		
		1) 宿泊室と避難経路の間を準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる※。	-	-	-	-		
		2) 4以上の宿泊室が互いに隣接する場合に、宿泊室間を3室以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる※。	-	-	-	-		
		3) 隣接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡を超える場合には100㎡以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる※。	-	-	-	-		
4) 給水管、配電管その他の管が1)から3)までの壁を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋める。	-	-	-	-				
5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が1)から3)までの壁を貫通する場合には、当該風道の準耐火構造の区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、火災による急激な温度上昇の際に自動閉鎖し、閉鎖した際に防火上支障のない遮煙性能と遮炎性能を有する防火ダンパーを設ける。 ※：フロアの天井全体が強化天井である場合等は壁による区画を小屋裏又は天井裏まで到達させる必要はない。	-	-	-	-				
【スプリンクラー設備等の設置】	-	-	-	-				
□ 床面積が200㎡以下の階又は床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁・防火設備で区画されている部分に、消防法令に定められている技術上の基準に適合するようにスプリンクラー設備等を設置している。	-	-	-	-				
二	イ	2階以上の各階の宿泊室の床面積の合計が100㎡以下である。（主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られている場合200㎡以下）	-	-	-	-		
		上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている。	-	-	-	-		
		宿泊者使用部分の床面積合計が200㎡未満である。	-	-	-	-		
		□ (1) 上記以外の場合で、届出住宅の主要構造部が耐火構造又は準耐火構造等とした建築物である。	-	-	-	-		
		(2) (1)以外の場合で、居室の壁（床面から高さ1.2m以下の部分を除く）及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料等であり、かつ 当該居室から地上（共同住宅の場合は住戸の出口）に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料等である。	-	-	-	-		
		二	各階における宿泊者使用部分の床面積が200㎡（地下の階にあっては100㎡）以下である。	-	-	-	-	
		(1) 上記以外の場合で、3室以下専用の廊下である。（対象階： ）	-	-	-	-		
		(2) 上記以外の場合で、階の廊下（3室以下の専用のものを除く。）の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上 その他の廊下にあつては1.2m以上である。（対象階： ）	-	-	-	-		
		一	2階の宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満である。	-	-	-	-	
		上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である。	-	-	-	-		
二	ホ	宿泊者使用部分は2階以下である。	-	-	-	-		
		延べ面積が200㎡未満で宿泊者利用部分が3階にある場合で、警報設備を設け、竪穴部分と竪穴部分以外の部分とを間仕切り壁または戸で区画している。	-	-	-	-		
		上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である。	-	-	-	-		



	家主居住型で宿泊室の床面積の合計が50㎡以下	左記以外
一戸建ての住宅、長屋	①	②
共同住宅、寄宿舍	③	④